

令和5年度 第2回静岡県福祉サービス第三者評価推進委員会 会議録

日 時	令和6年2月1日（木） 午後1時30分から午後3時30分まで
場 所	静岡県庁 西館4階 第一会議室B
出席者 職・氏名	<p>○ 委員（敬称略、五十音順）</p> <p><出席></p> <p>特定非営利活動法人障害者生活支援センターおのころ島 理事長 井出 一史 静岡県保育連合会 副会長兼西部支部長 岡田 泰稔 静岡県児童養護施設協議会 小久保 秀樹 五味社会福祉士個人事務所 所長 五味 保教 特定非営利活動法人静岡県介護支援専門員協会 副会長 鈴木 喫 静岡大学 学長 日詰 一幸 静岡県老人福祉施設協議会 副会長 増田 公基</p> <p><欠席></p> <p>静岡県知的障害者福祉協会 副会長 家込 久志 社会福祉法人天竜厚生会 理事長 山本 たつ子</p> <hr/> <p>○ 県事務局</p> <p>福祉長寿局長 勝岡 聖子 福祉指導課長 小池 美也子 福祉指導課福祉指導官兼法人児童指導班長 中村 有加里 福祉指導課法人児童指導班 酒井 仁志、村田 奨太、 島村 夏実、酒井 直行</p>
議 題	<p>(1) 協議事項</p> <p>ア 福祉サービス第三者評価機関の新規認証について イ 第10次静岡県長寿社会保健福祉計画における目標数値について ウ 令和6年度の事業計画案について</p> <p>(2) その他</p>
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度 第2回静岡県福祉サービス第三者評価推進委員会 次第 ・福祉サービス第三者評価機関の新規認証について (資料1) ・第10次静岡県長寿社会保健福祉計画における目標数値について (資料2) ・令和6年度の事業計画案について (資料3) ・幼保連携型認定こども園の評価基準策定について (追加資料1) ・第三者評価推進委員会委員（第11期）の改選について (追加資料2)

静岡県福祉サービス第三者評価推進委員会設置要領第5条第2項の規定により、日詰委員長に議事進行を依頼した。日詰委員長から開会にあたっての発言要旨は次のとおりである。

発言者	発言内容
日詰委員長	対面での委員会開催は今年初めて。国立大学協会に所属の福井大学、北陸先端科学技術大学、金沢大学、富山大学の学長からこの度の能登地震について大変な被害だったと聞いた。南海トラフ地震の規模は今回の地震より大きいと、備えが必要である。福祉施設は大きな災害時には非常に重要な拠点となる。第三者評価制度においても重要な視点ではないかと思う。

◆ 事務局から各議題について配付資料により説明を行った。
 質疑・意見及び議事結果の要旨は次のとおりである。

協議事項 ア

福祉サービス第三者評価機関の新規認証について

発言者	発言内容
五味委員	東京都を拠点とする法人について。東京都は評価機関が100以上あり、年間で数十の評価機関が不適切として認証を取り消されている。東京都では第三者評価の受審料を都が負担してくれるため、事業として成り立ちやすい。当法人はなぜ、全国に手をのばすのか、違和感がある。所属の評価調査者全員が全国社会福祉協議会（以下、全社協）の養成研修受講者となっている。全社協の研修は東京都の評価機関の委員が請け負って実施している。更新研修を受講した経験があるが、第三者評価を行うについての心構えに違和感がある。なかでも、事業として成り立つためにはある程度顧客を確保しなければならないため、第三者評価を行うだけでなく、サービス（コンサルティングやアドバイザー等）を提供することが当然の感覚で、積極的に行うのが実態。他県や静岡県はサービスの提供は控えようという考えで評価調査者の養成研修を実施している。全社協の研修を受けた評価調査者のみが所属となると、静岡県のこれまでやってきたことと違う方向性になるのではないかと懸念される。認証基準を満たしているのに認めざるをえないが、指導監督はしていかないといけないと思う。
事務局	東京都では、行政指導監査を第三者評価に置き換えて活用したり、費用助成を行っている。市場規模もかなり違うため、五味委員の意見はもっともである。当該法人について詳細に情報をお伝えすると、東京都、全社協のほか、鳥取県、岡山県、徳島県、島根県、埼玉県、宮城県、石川県、山形県で認証を受けている。

	<p>評価件数については、2022年度において合計45件のうち37件が東京都という実績。料金については依頼をうけて見積りを提示する形式。コンサルティングについても定款にうたわれている。認証にあたっては、静岡県での養成研修でも伝えているとおり、第三者評価とコンサルティングは切り離して行うことについて、認証する行政庁として指導していきたい。</p>
井出委員	<p>「地域福祉」という言葉があり、福祉文化は地域の中で育つ。地域の中の文化を読み取る力が必要。評価基準の狭間にあるものを感じ取ることが重要である。文化は県内でも感覚が異なるので、東京での感覚が静岡で通じるだろうかということもあると思う。五味委員の言うように、養成研修等で、数字では見えない静岡の文化を知ってもらうことが必要だろうと思う。</p>
日詰委員長	<p>委員の意見について、他の委員から意見はあるか。</p>
事務局	<p>評価基準は統一的に運用されているため、第三者評価制度において地域性を取り入れることは現実的には難しいと思われる。</p>
五味委員	<p>現在はアドバイスをくれる評価機関は良い機関だという風潮に変わってきている。静岡県ではコンサルテーションしないこととなっており、それでも施設がアドバイスを求める場合には他の施設の取組を参考に伝える程度にとどめている。事業獲得のためにコンサルテーションを第三者評価と合わせて行うことは望ましくない。</p>
事務局	<p>評価機関の評価実態などの情報をもらいながら、委員の意見を踏まえて必要に応じて対応していく。また、評価機関連絡調整会議や継続研修で委員の御意見はお伝えする。</p>
井出委員	<p>個人的な主観は評価に影響してはいけないが、地域の輪や文化を踏まえることは重要である。</p>
日詰委員長	<p>他に意見はあるか。これまでの意見を踏まえて、4機関について承認することによいか。 (反対意見なし)</p>
事務局	<p>資料の訂正 資料1 p.9 誤「R17」⇒正「H17」</p>

第10次静岡県長寿社会保健福祉計画における目標数値について

発言者	発言内容
井出委員	五味委員へ質問。東京の場合は全社協が受審料全額負担を負担してくれるのか。受審率はどのくらいか。
五味委員	東京都が負担する。その代わり受審料は60～70万円。受審はほぼ義務化している。静岡県でも県が受審料をだせば受審率が上がるかもしれない。
井出委員	多額の費用をかけて評価が微妙だと得るものがない。質を向上するという本来の目的を達成するには無料で受審できるようになると受審率があがるのではないか。
五味委員	障害者サービスの受審率は低い。自信のあるところしか受審しない。
小久保委員	顧客の獲得方法として最初は無料だが、だんだん引き上げるという手法を世間では見かける。第三者評価においても最初のハードルを下げて、2回目につなげるのも受審率向上に繋がるのではないか。
日詰委員長	委員の意見を参考にさせていただくということで、承認してもよいか。この計画については、パブリックコメントや関係団体の意見を踏まえて県社会福祉審議会での審議を経て最終決定されると聞いている。その際に変更があった場合には県と協議になるが、委員長との協議に一任でよいか。 (反対意見なし)

協議事項 ウ

令和6年度の事業計画案について

発言者	発言内容
岡田委員	利用者向けパンフレットのなかで評価項目が抜粋されているが、保育所だけ、なぜ「保護者が安心して」という表記になっているのか。まずは、こどもの安心安全が重要なのではないか。可能であれば表記を変更してもらいたい。
事務局	もったもである。意見を受けて改めていく。
増田委員	普及啓発や受審促進は必要だと思うが、介護施設では余裕がないのが現実である。

	<p>かける手間を減らしながら、質を担保していくというのが主流。第三者評価の生産性向上も必要。かける手間を減らしながら、質を向上していくというものになるといい。現状の第三者評価は、やった方がいいことは分かっているものの、かなり手間のかかるイメージがある。手間は半分、効果は8割担保されている、そういうものになれば受審率があがるのではないかと。</p>
事務局	<p>受審の負担軽減について、県からの財政支援は現状ないが、静岡県社会福祉協議会からの助成金がある。また、令和4年度に負担軽減ツールを作成している。現実的な運用にあたって修正を検討しており、施設の負担軽減に繋げたい。</p>
小久保委員	<p>評価機関の紹介票に、「負担軽減ツールあり」等の表記やA I の活用等があれば、評価機関の売りになるのでは、そうすると施設の希望と合致するのではないかと。</p>
日詰委員長	<p>D X を意識した対応が求められていると思う。</p>
五味委員	<p>国の示すガイドラインに沿った対応をしようとするの大変。国のガイドラインに都道府県で項目を独自に増設するという形だが、逆に、国のガイドラインから都道府県において不要項目を減らすこともできれば理想。静岡県独自の評価基準が扱われるようになるといいと思う。</p>
日詰委員長	<p>委員の意見を踏まえて前向きに対応をお願いしたい。</p>
井出委員	<p>I S O規格のような、第三者評価受審がわかるマークのようなものがあつたと思う。</p>
五味委員	<p>受審済証は各評価機関から渡している。受審シールはある。</p>
事務局	<p>各評価機関から受審証、静岡県からは受審済みシールを配布している。行政の指導監査の際に施設を巡視すると、飾っている施設もある。</p>
井出委員	<p>シールよりも立派なものがあるといいと思う。発言には注意が必要だが、SNS やネットを通じた啓発等もとりいれないといけないと思う。</p>
鈴木委員	<p>一般の方が見てサービスを選ぶための介護サービスの情報公開サイトがある。これからはインターネットの時代。団塊の世代が75歳になれば本人自らインターネットで探すようになるだろう。項目内に第三者評価受審について項目があるが、受審した施設は令和4年度でも3つ位しかない。第三者評価受審件数が増え、第</p>

日詰委員長	<p>三者評価をもとに利用者がサービスを選択できる流れになるといい。</p> <p>その他意見なければ、承認ということで良いか。</p> <p>(反対意見なし)</p>
-------	--

追加協議事項

- ・ 幼保連携型認定こども園の評価基準の策定
- ・ 第三者評価推進委員会委員（第11期）の改選について

発言者	発言内容
岡田委員	<p>保育所から移行したこども園では福祉サービスを提供しているという意識があり、第三者評価の必要性の認識を持っている。幼稚園から移行したこども園は、建学の精神が強く、福祉サービスの職員であるという意識をもっているかは疑問である。おそらくそうではないと思う。福祉ではなく教育を提供している認識の方が多いただろう。そういったなかで、幼保連携型認定こども園の評価基準を策定し、受審を促したとしても、幼稚園から移行した認定こども園の受審率は変わらないだろう。さらに、実際に幼保連携型認定こども園に移行して大変なことは、保育所の時は厚労省のみとのやりとりだったが、移行後は文科省とのやりとりも発生したこと。同じような調査が両方からくるため、業務量が2倍になった。そういう状況なので、受審促進しても難しいだろう。国に先駆けて評価基準を策定することを妨げるものではないが、こども家庭庁一本になる等、行政の体制を整えばよいだろうが、今の現場感覚では難しいだろう。</p>
井出委員	<p>地域の学校と特別支援学校との融合といったインクルーシブ教育がなかなか実現していない。教育と福祉が分離しており、教育制度が変わろうとする気配はない。学校の先生と支援学校との先生の交流が未だ希薄。難しい問題であるが、いずれは統合しないとイケないと思う。</p>
事務局	<p>発言を訂正する。委員の改選と合わせて作業部会を設置すると説明したが、資料に記載のスケジュールが正しい。現委員で第1回作業部会設置し、委員改選後、改選委員のもと第2回作業部会を考えている。</p>
増田委員	<p>認定こども園に移行した後、評価基準が保育所しかないのであれば、受審する気にならないと思うので、幼保連携型認定こども園の評価基準を策定することに意義はあると思う。ただ、岡田委員の意見のとおり、幼稚園から移行した園と、保</p>

	<p>育所から移行した園では意識が違うため、幼稚園から移行した園が受審しようと思う基準を作成するのはかなりの労力だろう。作業部会には幼稚園からこども園に移行した園を含める必要があると思う。まずは保育園から移行したこども園に狙いを絞るのか、幼稚園から移行したこども園も含むのか、狙いによっては方法が変わると思う。</p>
事務局	<p>静岡県福祉サービス第三者評価事業推進要綱の別表に記載の評価対象種別に、幼保連携型認定こども園は含まれていないので、まずはこの要綱の改定から始めなくてはならない。国のガイドラインも示されていないなかで、幼保連携型認定こども園の評価基準を策定するため、まずは保育所基準を踏まえて策定していき、今回いただいた委員の御意見を反映する意向である。</p>
日詰委員長	<p>他県でも、既に幼保連携型認定こども園の評価基準を策定している県はある。基準の策定については、いずれは進めていただきたい部分だと思う。</p>
事務局	<p>幼保連携型認定こども園の行政指導監査に行くが、教育施設であるという意識を持っていると感じる部分はある。とはいえ、幼保連携型認定こども園は社会福祉法第2条に定められる社会福祉事業であり、教育と保育の両性質を持ち合わせた施設であるという理解を得た上で指導監査を実施している。幼保連携型認定こども園では必須である外部評価について、第三者評価に置き換える等、行政としても対応していくことは可能。現場の負担にならない形の評価基準を策定していきたい。</p>
小久保委員	<p>小さなこどもに事故がないように常に意識している。そういった指標があるとよいと思う。</p>
日詰委員長	<p>すぐに受審数の増加につながらないとは思いますが、前もって評価基準を策定しておくことはよいのではないかと。評価基準の策定について承認でよいか。</p> <p>(反対意見なし)</p>
日詰委員長	<p>では、評価基準の策定にあたり、作業部会の設置について、どのような方法がよいか御意見をいただきたい。</p>

五味委員	作業部会委員に入った経験から言うと、委員それぞれの意見があるため、全て盛り込もうとして評価項目が120～130項目となり、現状の倍になってしまった。委員の意見を上手に整理できると良いが、作業部会を設置すると評価項目は増えるだろう。意見を聞くことは大事。
井出委員	それぞれ得意分野があるのでバランスが難しいと思う。
日詰委員長	例えば、作業部会なしの場合には、スムーズに進むが、現場の意見の反映が必要。スピード感を持つとすれば、作業部会なしがよいと思う。
五味委員	ある程度エビデンスを明確にして策定すれば説明しやすいと思う。 幼稚園から移行した施設から、福祉サービスではないと言われた際に、根拠をもって説明できるようにする必要がある。
事務局	部会の設置については、今回の委員の御意見を踏まえて、一度事務局で預り検討したい。
日詰委員長	では、評価基準の策定を前提として、部会の設置等の策定方法については再度事務局に検討してもらおうということによいか。委員の改選についても承認によいか。 (反対意見なし)

その他

発言者	発言内容
日詰委員長	その他に意見はあるか。
岡田委員	全社協から、保育所向けに第三者評価の受審を促す研修会の案内が届いたが、介護施設に確認すると、そのような案内はないとのことだった。保育所は5年に1回の受審努力義務という話もある一方で、保育所の啓発と介護分野の啓発に差があると感じる。
事務局	全社協から案内を発出した旨の連絡が県にくることもあるが、全社協は国から委託を受けて行っているため、その意図まではわからないが、事実として啓発の差はあると思う。

(その他の委員から意見はなかった。)

15 : 19 閉会